時の緊急車両の通行や、住民の避難経路の確保などのためだ。この4mだって、大型車両のすれ違いは難しく、火災などの被害拡大阻止、人命救出のためには最低限の幅だ。

では、4m幅以下（2mほどか？）のみなし道路にさえ1・2mしか接しておらず、行き止まりのところにある保坂邸は、なぜ新築できたのか？

そこで前出・大庭区議は「台帳記載証明」を取ってみた。

これは新築する場合、最寄り自治体に誰が、どこに、どれだけの建築物を建てるか記入した書類を出さないといけない決まりになっており、それが申請した自治体の台帳に記載されており、それを証明する書類。

それを見ると、保坂氏の自宅土地面積は前述のように114・94㎡なのに、その2倍以上の233・38㎡になっていた。

さらに、その後の調べで、大庭区議は、その面積は保坂邸の東隣、世田谷区喜多見の土地（公図33 82—1）を合算したものであることを掴んだ。

ただし、前出・台帳記載証明には地番（土地の住所）も書くようになっているが、それは保坂邸の1筆のみ。また、区議会での大庭区議の質問に、保坂氏はどこの住所を合算したか明らかにしていない。

そこで、他人の土地を勝手に含めて申請した疑惑が浮上する。ここで重要なのは、この保坂邸東隣の土地は、その東の幅4m以上の道路に2m以上接しているので、そうすることにより新築を合法化できる点だ。

建築申請は基本、書類の記入欄が埋められていれば通る形式的なもの。現場確認もなければ、記入されている地番の土地謄本を取って面積が合っているかの確認さえしない。

保坂氏は、大庭区議の質問に対し、隣の土地を借りていたと答えている。しかも、口約束で無償でだ。しかし、100㎡以上の土地を誰が無償で、しかも口約束で貸すだろうか？ それに、仮にそれが本当なら、建築申請時にその借りた土地の地番も書けばいいではないか。実際には、勝手に合算したので、もし、それがバレた場合、責任追及を曖昧にさせるためにあえて自分の土地以外の地番を書き入れなかったのではないか？

違法状態で住み続けたか

その疑惑をさらに濃くするのが、この台帳記載証明を見ると、「検査済証発行年月日番号記載なし」となっている事実だ。

建築基準法では、新築した後、申請通りかどうか建物の完了検査を受けることが義務づけられており、その検査に合格したら検査済





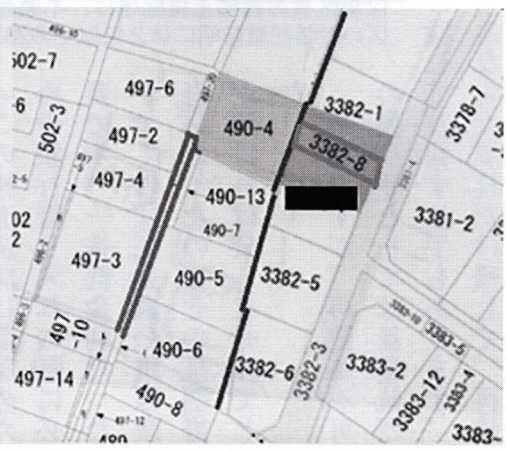

保坂世田谷区長の自宅と周辺道路（黒い線で囲んだ部分が道幅の狭い「みなし道路」）

本稿は保坂展人氏とも親交のあるジャーナリスト山岡俊介氏による詳細ドキュメント。